

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平 成 2 4 年 2 月 2 2 日 (水)

杉 並 区 議 会

目 次

財団法人障害者雇用支援事業団評議員候補者の推薦について	3
本会議のインターネット中継開始に伴う、傍聴者による映像配信希望への 対応について	3
各種審議会委員について	7
災害時の議員の対応について	9
「議会運営に関する新たなルール」の検証について	11
その他	
(1) 議員提出議案について	16
(2) 質問通告について	17
(3) 3月3日(土)4日(日)に開催される特別委員会の対応について	19
(4) すぎなみニュースの取材について	20

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年2月22日(水)		午後4時11分～午後5時16分	
場 所	第2委員会室			
出席理事 (6名)	理事 富本 卓	理事 井口 かづ子	理事 島田 敏光	理事 小川 宗次郎
	理事 山田 耕平	理事 小松 久子		
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや	副議長 横山 えみ		
事務局職員	事務局長 伊藤 重夫	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事	和久井 義久	
	議事係長 依田 三男	庶務係長 高橋 正美	庶務係主査 横山 淳二	井口 隆央
	庶務係主査 調査係長 調査係長 担当書記	庶務係主査 調査係長 調査係長 担当書記	庶務係主査 調査係長 調査係長 担当書記	小塩 尚広 上野 和貴

(午後 4時11分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《財団法人障害者雇用支援事業団評議員候補者の推薦について》

富本理事 レジユメに従って行く。

初めに、財団法人障害者雇用支援事業団評議員の候補者の推薦について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料1をごらんいただきたい。

財団法人障害者雇用支援事業団の評議員については、現在区議会から2名推薦しているが、これが3月31日をもって任期満了となる。再度の推薦依頼が来ているので、現在就任している山田議員とけしば議員に引き続きお願いをすることによろしいか、お伺いいたしたい。

富本理事 これは基本的にいつもこういう場合はそのまま引き続き務めておられるので、さして問題はないと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、引き続きお二人にお願いすることでご了承願う。

《本会議のインターネット中継開始に伴う、傍聴者による映像配信希望への対応について》

富本理事 続いては、本会議のインターネット中継、要するに生中継に伴う、傍聴者による映像配信、いわゆるユーストリームの画像配信の問題だが、今度ライブ中継が予算化されたので、再度これについては検討するとなっていたが、それでは改めて事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 本会議のライブ中継が予算化されことで、ユーストリームを希望される傍聴者の取り扱いをどうするのか、これまでの各会派の意見について説明をする。

杉自、公明、民社、この3会派はおおむね、ライブ中継が実施されるのであればユーストリームを認める必要はないのではないかという意見。共産党が、ライブ中継実施によりユーストリームの希望者は少なくなるだろうと考えられるが、希望者へ注意するような対応でいいという意見。ネみが、たとえライブ中継が実施されても、これは規制すべきではないという意見。

今の状況だが、9月14日以降、ユーストリーム等を希望する傍聴者はいない。9月14日以降の撮影希望は、これは本会議だが、カメラが8件、ビデオはNHK、報道機関が

1件、テープレコーダーが2件という状況である。

以上。

富本理事 予算化されると、仮に予算が可決された場合には、いつごろライブ中継が行われることになるのか。

議会事務局次長 臨時会からである。

富本理事 もう臨時会からできるということである。それで、今まではライブ中継がはっきりしていなかったが、ライブ中継があるという前提となった。それで臨時会からということだが、それを受けて改めてどうかということだが、それぞれ会派のご意見をいただきたい。

杉自のほうは、ライブ中継があれば、別にそれで満たしているので必要がない。わざわざユーストリームをしてもらう意味がないので、もう別にいいという意見。

島田理事 同様。

小川理事 同じである、予算が決まったので。

山田理事 希望があれば規制するものではないという意見。

小松理事 希望があろうがなかろうが、規制すべきものではない。

富本理事 ずっとこの話してきて平行線だが、確かに表現の自由ということはわかるが、小川理事もここで訴えたようなこともずっとあった。そういうことも含めて、別にライブ中継されれば、わざわざ配信をする必要があるのかというのが私にはよくわからないところもあるが、何かの意図を持ってしか、あとはやる必要がないと思うが、その辺はどうか。別に規制というわけではないが、ライブで見られる権利は保障されている。発信する権利があるのかもしれないが、その辺はどうなのか。これはずっと平行線か。

小川理事 確認だが、今は傍聴席にパソコンを持って行って、ツイッターはよいのか。

議会事務局次長 いや、その辺の規定は何もない。

小川理事 だから、ツイッターはよいというイメージがあるので、ライブ中継がされるということは、生で要するにそういった言葉を発信したいのであれば、そのライブ中継をパソコンで見られる。だから、そこでツイッターをやれば全然問題ないと考える。

富本理事 これは硬直化する問題。それぞれで認識も違う。傍聴席からのぞかれることもある、きょうものぞかれていた。どうか。皆さんも大分これからも忙しいし、お疲れだと思うので、もう1回会派に持ち帰って、改めてそれぞれの会派の最終結論を出していただきたい。ライブ中継が成ったということで、臨時会からということを含めて、各会派の対応も今のところ変更がないということを含めて申し添えて、次回の理事会で、ある程度もう決定をするというような方向にしたい。これは最終的には議運か。

議会事務局長 今の状況の限りでは、とても合意点を見出せるような感じではないので、かといってそのまま中途半端な状況で置くというのも非常によくはない話なので、あとはうちの議会としてどういう対応をするかということ。最終的には議運で決定をするしかないと思う。

富本理事 今のところは議長に預かりとなっている。それはそのまま続けるとして、では、そういう流れになると思うので、それはご理解を。

小松理事 ちょっと確認だが、こういう件に関して何か規定を定めている議会があるか。

議会事務局長 23区の状況だと、ライブ中継をやっているところが7区ある。あと、特にユーストリームの配信をしているところは議会としてはない。規定もない。逆に、傍聴者が実際には画像配信をした実績がなくて、考えてないというところがほとんど。

富本理事 こういう事実がないというところが多いと思う。

議会事務局長 いわゆる議長の判断でというような声も聞いている。

小松理事 ライブ中継をしているところが7区ある。そのことではなくて、傍聴者が...

富本理事 だから、そういうことがない。

小松理事 それに関してはないのか、そういう規定を定めているところは。

議会事務局長 7区あるうち5区は、一般傍聴者は撮影禁止にしている。マスコミ以外は撮影を断っている状況。

富本理事 ちなみにどこの区がわるか。 では、それはまた次回でいい。

山田理事 ちょっと重なるが、これは生放送ということか。

富本理事 ライブというのは生中継。ネットで配信する。

山田理事 うちの一番ネットに詳しい富田議員が言っていたが、結局、1分後に録画したものを流すことも物理的には可能だと。それだって、一応生ではないと言いつつ生みたいなものではないのか。だから、そういうことも可能なわけだから、ここで生をストップしたって、録画自体がオーケーであればいつでも流せる、技術的には可能だよということを書いて、だからそれを制限したとしても、いろいろなやり方でどんどんできるものではある、ということを感じている。

僕自身もそこまで知識がないので、皆さんのほうが、知識があるかもしれないが、知識がない状況でいろいろ議論を深めていっても、次から次へといろいろな事態が起きてしまうということは少し感じている。だから、議員の中でもそういうことに関わり専門的に詳しい人がいるのであれば、そういう人たちにもいろいろな意見を聞きながら議論を深めないと、なかなか難しいのかなということを感じている。

富本理事 それは私もそう思う。会派でも詳しい方がいるなら、そういう方の意見を聞い

て、先ほど言ったような意見も確かにあると思うが、前回ああいうことがあって、ライブ中継が行われることになって、いろいろ我々議員からしてもちょっと首をかしげるような内容もあったので、その辺は確かに自由ということはよくわかるが、まさにそのバランスをどうとっていくかという問題。何でもいいというのでも違うし、別にすごく規制をしたいわけではないと皆さんも思っていると思うが、ああいう形で、そこにある程度の一定の、傍聴者の良識が働いてくれればいいが、例えば1人の人をずっとねらっているとか、そういうことになると、目的もまた変わってくるようなことも踏まえた上で議論をしているので、別に規制をすごくしたいというわけではないし、そういういろいろ抜け道もあるが、その辺を踏まえてどうするかとかいうことである。

議会事務局長 今の件でいえば、結局ビデオはオーケーである。今の山田理事のお話のように、ビデオを撮って、それを加工して流すということは今までもできた。そのところをどう考えていくかということだと思う。この前のようにユーストリームの場合だと、本当にその撮っている方が動いている、同時というか、生で行くので、実際に本会議なり委員会が開会されているのと同様並行で、画面とか全部流れる。ただ、ビデオの場合だと、その場ですぐ直接流せるかどうか、僕は技術的なことはよくわからないが、多少は違うという気もする。

これはもともと根本の話に戻るが、今の傍聴している方が記録をとることの可否の判断というのは、議長に今は一任されている。議長が録音なり撮影なりの許可を出している。委員会の場合だと、委員長になる。先ほども言ったとおり、杉並区議会としてそこをどう考えて許可をするかということだけ。その後のことは、こういう時代なので、悪意を持ってやろうと思えば何でもできる。あとは考え方の問題だけだと思う。そこをどう整理をしていくのか。議場にパソコンを持ち込むのが果たして本当にいいのかどうかというのもある。我々は今のところ、本会議場に議員はパソコン等持ち込みはできないわけなので、その辺の均衡の問題等もある。

富本理事 要は、あとは性善説と性悪説。

議会事務局長 なかなか結論は出ないと思うので、今座長が言った形で、各会派でまた状況を考えて……。

富本理事 もう1回よく考えていただきたい。ある程度理事会の立場としては合意形成をなるべく得るといことなので、皆さんも知恵を出していただくような努力、それぞれの旗のもとに立っていても、それぞれのお山で籠城していてもしょうがないので、そこはいろいろお考えいただきたい。ほかにもあるので、そういうことで引き続き協議をするということでご理解いただきたい。

島田理事 持ち帰るのは、ユーストリームだけの話で持ち帰るのか。例えばさっきあったように、ライブやっているから録画もだめとか、撮影もだめとか、どういうところまでの話を会派でまとめて持ってきてくれるのか。

富本理事 皆さんもこの時間で大分お疲れである、事務局も含めて。では、事務局のほうでちょっと整理をする。何かまたたたき台的なものができれば、それも考える。また各会派の理事の皆さんのところへそれをお渡しに上がる。それも参考にして議論していただくような形でよいか。非常に複雑に絡み合っている問題なので、それでよろしいか。

島田理事 はい。

富本理事 では、そういうことにさせていただく。

《各種審議会委員について》

富本理事 続いて、各種審議会委員についてだが、こちらのほうも各会派に意見を求めている、その資料が入っていると思うが、改めて事務局から説明願いたいのと、あと、この文章のまとめ方に、ちょっとこれはうちの言っていることと意味が違ふとか、そういうことがあればお示しをいただきたい。

議会事務局次長 それでは、資料2をごらんいただきたい。

ちょっと読ませていただく。

「各種審議会委員について

杉自 各種審議会等の委員については、それぞれの根拠法令等やこれまでの経緯を考えた上で、検討するべき。そのためには、各審議会の状況なども把握しなければ、検討は難しいので、必要に応じて理事者のヒヤリングを行うことも必要。

公明 それぞれの審議会等について、個別に検討する必要がある。

民社 就任にあたっては、それぞれの審議会等の根拠法令等により委員となっているところではあるが、議会の関わり方に関する事項でもあるため、議会改革特別委員会において、議会基本条例を考えていく上で、検討すべきと考える。審議会の性格によって、議員が委員として入ることも考えられる。

共産 議員は議会で議論をすればいいという意見も確かにある。一方で区政に精通した議員が審議会へ入ることで議論が発展するということもある。一概に審議会への議員の参加が問題とは言えない。

議員の参加をどうするか、議員の審議会報酬をどうするのか、というよりも審議会とは何か、どうあるべきかという議論が大事。審議会は区の方針を決定する上で重要な位置を占めており、その審議会が民主化されているかが現在重要な課題となっている。

区民参加をうたいながら、首長にとって都合のいい委員で審議会が構成されるなど、第三者機関としての客観性に乏しい議論でおわるという課題が指摘されている。そうした現状をどう解消していくのか、審議会委員の民主化をどのように進めるか議論する必要がある。

ネみ 各種審議会等委員の選出に関して、議員枠を設けることについて、『ネット・みどり』は次のように考えます。

- 1．議員が審議会等の委員に就くことは適当でない。
- 2．審議会等委員に就いている議員には報酬は不要。

なお、この件については、議会改革特別委員会で議論していただくことが適当と考えます。

創新 各種審議会への議員の派遣（参加）については法律、都の条例に定めている場合を除き、原則として派遣する必要はない。かわりに審議会の状況は常に該当する常任、特別委員会に報告するべきである。また、審議会に対し、適宜議会（委員会）の意見を述べる機会を与えていただきたい。そのため、該当委員長、副委員長をオブザーバーとして参加することも検討すべきである。

無区 地方公共団体の執行機関の附属機関として、行政機関の意思決定に際して、専門的な立場から特別の事項を調査・審議する審議会等は、議会からの参加は避けるべきとの意見には、二元代表制の本来のあり方からは一理あります。

各種審議会等は、区長の諮問機関として合議体であり、行政上の政策立案や行政の執行過程において、中立的立場からの意見、外部の専門知識の注入、国民の行政参加といった役割を担っています。諮問機関が提出する中間報告や答申をもとに法案や政策が作られることが多いため、その役割は重大化しつつあります。委員の資格について、法令の多くは『学識ないし経験を有する者』とされていますが、通常は、一定の資格要件を有する者の中から行政機関の長が任命します。実際は、学識経験者やその課題の当該団体は一部で、多くは、町会連合会、商店会連合会など業界団体の代表のあて職となり、市民団体や労働団体の代表は少ないのが現状です。審議会等の委員に占める女性委員の割合は依然として低く、改善が求められます。

区の審議会の大半は、行政の提案するたたき台に対して、学識経験者以外に意見を述べ、まして批判するものはなく、行政提案の追認機関と化しているのが現状です。審議会での議論を経て、議会に提案された時はほとんどコンクリート化され、意見を述べても変更されることはまれです。

わが会派のこれまでの経験から、議会からの参加がなければ議論もなく、行政の提案

どおりに進むだけの審議会が少なくありませんでした。このような審議会のあり方が改善されないうちは、住民の代表としての議員の参加は、今のところ必要であるという意見を述べておきます。

無（堀部議員） 区議会議員が、執行機関において設置する諮問機関及び懇談会等の委員に就任することで、議会の役割が曖昧になっているケースがある。議員枠は段階的に縮小していく必要がある。

具体的には、公募区民の参加実績があり、かつ参加希望者が多いものについては、議員の委員就任を取りやめるべきである。将来的には、都市計画審議会など法に定めのあるものを除き、撤退することが望ましい。」

以上。

富本理事 どうか、皆さん、自分たちの会派のこと等で意見が間違っていて書かれているとか、ニュアンスが違うとか、大丈夫か。

私もこれを読んでみて、検討する必要があるということが、皆さんその認識をお持ちで、これはどちらかということ縮小傾向の考え方が多い。中には全廃的な意見の会派もあるということが1つある。

それともう1つは、議会改革特別委員会で議論をもう少し時間をかけて行うべきだと。創新もいろいろな方法を言っているし、杉自のほうもヒアリング等もやったらどうだとか、いろいろなことがあるが、今回この議論をするに当たっての最初の前提は、議長のほうから、5月に人事のことがいつもあって、そのときに各種委員の変更もあるので、今ぐらいから見据えてという話があって、こちらを受け継いでいる。それも踏まえた上でどうか。例えばこれを削る、あれを削る、やめるとかということ話し合っていくことになる。また、もう今回はとりあえず現状どおりにしておいて、議会改革特別委員会の議論を待つという形にするということもある。

きょうは時間の関係もあるので、皆さんにこの各会派の意見を見ていただき、もともとのこの提案としてはそういう意味があったということもいま一度思い返して、また次に臨んでいただければと思う。ただ、雰囲気としては、一度きちっと見直したほうがいいということがある程度大勢というか、あとは見直す場所をどうするのかということ、それから来期すぐにはどうするのか、その辺をまた持ち帰って議論をいただければと思うので、よろしく願いをする。

《災害時の議員の対応について》

富本理事 それでは次に、災害時の議員の対応について、こちらは一応議長と事務局のほ

うで案を作っていた。そちらの説明をお願いします。

議会事務局次長 申しわけない、時間がなくて、事務局で作成した案である。

中野区等この間の案をもとに、作成した。資料3をごらんいただきたい。

災害時における議員の役割に関する申し合わせということで、「杉並区議会及び杉並区議会議員は、杉並区において震度5強以上の震災が発生し、杉並区災害対策本部が設置された場合、議会及び議員としての役割を迅速かつ的確に果たし、さらに本部との連絡調整を円滑に行うため、下記のとおり申し合わせをする。」ということで4点ほど。

まず1点目が、安否についてということで、「議員は、自らの安否、連絡場所及び被害状況を、可能な通信手段等により議長に連絡する。」これは議長になっているが、実際には事務局にご連絡をいただくということで、「可能な通信手段」を少し具体的に検討しなくてはいけないと思っている。

2番目が、全員協議会の設置で、「議長は『本部』が設置された以降、必要に応じて全員協議会を開催する。」議員全員が参集し、情報提供などを行うということ。

3点目が、情報収集と伝達についてで、「(1)議員は、地域において収集した被害状況の情報及び要望について、議長に連絡する。(2)議長は、議員からの情報及び要望を取りまとめ、『本部』に伝達する。(3)議長は、『本部』からの情報を、必要に応じて議員に提供する。」ということで、これも実際に議長名で行うが、事務局がいろいろな形で取りまとめをしていくという形になるかと思う。

その他で、「杉並区議会の災害対策に関する庶務は、区議会事務局が行う。」という形で今考えている。

富本理事 確かに建前上はこういう文章になるのかもしれないが、これが実践としてどうなるか。もう少し細かいマニュアル化をしないと、どこへ連絡するのかとか、事務局といっても何番とか電話番号も含めて、あと、どういう通信手段がいいか、さっき言っていたが、そこまで深めたものをつくらないといけない。

議会事務局次長 具体的にこれを実効性のあるものにしていくためには、もう少し具体的なマニュアル的なもの。申し合わせの中でそういうことを言うと、またややこしい、技術革新だとかそういったときにまた改正しなくてはいけないとかあるので、その辺をうまく、2段階ぐらいで、申し合わせとマニュアルみたいな形で。

富本理事 だから、例えばその他のところに、以下は技術的なマニュアルにのっとなってやるとか、何かそういうことを書くとかでどうか。

これも皆さん持ち帰っていただき、私はちょっと先に資料を見たのでそういう意見を言ったが、何か他に意見があったらよろしく願いをする。

《「議会運営に関する新たなルール」の検証について》

富本理事 では、次、新しいルールで3定、4定とやってきた。それで、こちらも皆さんから意見をいただいて資料をまとめてあるので、まず事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。

「議会運営に関する新たなルールの検証について」ということで、まず、会期に関すること。会派の意見としては、杉自、公明、民社、共産、創新は、このままの運用で継続。ネみのほうは、この運用でよいと思うが、本会議での意見開陳を遠慮させるようなことはないようにと。

富本理事 ということは、1は、基本的にネみが言っていることを配慮していれば、皆、今の新ルールでよろしいということではないか。

では、2番。

議会事務局次長 特別委員会の委員長報告だが、会派の意見としては、杉自、公明、民社、ネみは、このままの運用で継続。共産が、もとのルールに戻すべき。創新、効率化に十分寄与しているため継続を望む。

富本理事 共産党だけ違う。

山田理事 今までも言っていたことだが、口頭で説明しないと、傍聴に来た方には伝わりにくい。今回もこの時点で多分傍聴の方がいらしたと思うが、特別委員会でどんなことが議論されているのかということも恐らくわからないと思う。閲覧可能な資料を見なければ。ということで、もとのルールに戻すべきではないかということ。

富本理事 傍聴席には紙を置いてあるのか。

議会事務局次長 置いてある。手にとらなければわからないということは確かだが。

富本理事 口頭で述べても聞いていなければわからないから、一緒だと思うが。少数派であるが。

山田理事 残り時間がないところではあるが、これにこだわって徹底的にやり合うということはない。

富本理事 了解した。

3番、議員提出議案の委員会付託。これは基本的にはこのままでいいということだが、ネみは手伝ってほしい。それから創新が、議提が乱出すると不測の事態があるというご心配をいただいているということ。

議会事務局長 ちなみに区長提出議案を先にやる。その後議提に入っているから。ただ、それが終わったとしても、次々に出されたら、確かに長引くというか日付を越えるとか、そういうのは……。

富本理事　そういうこともあって、最終日の提出は基本的にイレギュラーなものにとらえてやっていこうということで申し合わせもしているの、ここはそれぞれ良識の範囲で皆さんやっていただけるので、こういうありがたいご提案をいただいたということによるしいと。

それから手伝いについては、事務局どうなのか、見解は。

議会事務局次長　ここで決めて手伝えと言われれば、やらざるを得ない。

富本理事　では、手伝いに関しては、それぞれ各会派で意見を聞いてほしい。

では次、議案審査。これは読んでもらう。

議会事務局次長　杉自、「委員長が議案審査で賛否の意見を述べるが見受けられたが、委員長は委員会を公正公平な立場で進行することが必要であることから、同一会派の議員が委員外議員として、委員会で発言することが望ましい。」という意見。公明が「委員外議員の発言について、答弁を含め概ね15分程度となっているが、委員会によっては、議題の量に応じて質疑時間を制限していることから、委員より発言時間が長くなることの無いように、委員長は配慮する必要がある。」民社、共産は「このままの運用で継続。」ネみは、「委員外議員として委員会に出席し、質疑、討論できるのは、よいと思う。ただし、会派所属議員がいようがいまいが、発言できるのが、本来であることを確認しておきたい。質疑も討論も、議員個人に特有のものであって、所属会派が同じであっても、他の委員が代理できるものではなく、代理を強制できるものではないので。」
創新.....。

富本理事　創新はうちと同じ。

議会事務局次長　はい

富本理事　ここはちょっと意見が出ている。うちとか創新は、要するに委員会の委員長は公平公正なので、委員長職に専念をしていただき、意見開陳に関しては同じ会派の方が委員外議員として発言したらどうかという考え方が1つ出ている。

公明党は、時間が15分で初め定めたが、これは長いのではないかと。議案によっては逆転現象も起きてしまうこともあるので、ここは委員長が配慮するというので、15分となっていることをどう考えるかということ。

それから、ネみは、どういう意味なのか。

小松理事　同じ会派であっても、委員外議員もありだということ。

富本理事　その解釈は、ある意味うちと同じ考え方。委員長という立場をどう考えるかというのは。発言を制限するものではないので。

一応そう整理ができたので、皆さん、ちょっと会派に持ち帰ってご検討いただきたい。

では次、5番。議案審査結果報告。これは基本的にはよいということなので、こちらは皆さん、よろしいか。創新は、質疑は要らないといっているが、これまでの経緯もあるので、質疑もあってもいいと思う。では、5番は特になしということで、6番。

6番、請陳の審査は、このままでよいという意見と、公明が先ほどと同じで15分が長いという意見。それからネミが、さっきと同じ話と、これはどうなのか。

議会事務局長 今回のルールでは委員外議員による補足説明者への質疑は書面で委員長に提出をして、委員長がかわりにやる、となっているので、そうではなく、実際に質疑したいということ。

小松理事 そうである。

富本理事 では、これはまた改めてこういう意見が出たということで会派のほうへ持ち帰っていただきたい。

それから次、請願審査結果報告。このままで運用が多くて、ネミは……。

小松理事 長々書いてあるが、前段のところは、これまでのやり方がおかしかったということ指摘している。後半のところ、下から4行の部分がここでいう意見だが、一点、訂正するところがあり、前段については他の委員長報告と同様に本会議報告すべきものと書いてあるが、また、口頭か文書かについては、別にどちらでもいい、文書でもいいと思っている。ここで後段については、委員外議員の意見を質疑も省略することなく報告する運用で、それで結構と言っているが、これ、前段も後段もどちらも委員外議員の意見を質疑も省略するなということをもともと書くべきだった。

富本理事 現状は委員外議員の質疑は言っていないのか。

議会事務局長 質疑は載せていない。

小松理事 質疑は省略している。

富本理事 討論だけだが、それも入れろということか。

小松理事 そうということである。

富本理事 それに尽きるわけか。

小松理事 はい。

富本理事 委員外議員の質疑も報告しろと。

小松理事 文書でもいいとは思っている。

富本理事 文書でもいいが、ということで。今は口頭で委員長がやるようにした。そのときに委員外議員の質疑も入れてほしいということなのか。ということが要望の中で入った。

小松理事 前段で長々書いたのは、これまでは全然報告がなかった、しかも一括して行わ

れていたもので、それから比べれば今は.....

富本理事 進歩したと。

小松理事 そうということ。

富本理事 ご評価いただいているということで。

次。意見書、決議。これは基本的にネみがさっきの話と一緒に。

創新はどういう意味か。いま一度検討してこうなっているのだが。 これはいいか。

では、8番は基本的によろしいということで。

9番、新たな話。これはちょっと説明をいただきたい。

議会事務局次長 では、会派の意見を朗読する。

「ネみ ・本会議傍聴者に対しても、会議資料を回覧している由、よろしいと思う。 ・一般質問の資料(どのような質問をするのか)を、傍聴席入り口に置いておき、傍聴者が自由に閲覧、持ち帰りすることを可能にしてほしい。

創新 条件付きでの委員の代理出席について 会派所属の委員が病欠等で欠席した場合で他に所属委員がいないと会派の意が表明することができません。従って、そのような場合は委員の代理出席又はイレギュラーではあるが、委員外議員として出席を認められたらどうか。

無所属(堀部議員) 新ルールは、まだ実施されたばかりであり、その多くは十分に検証できるほどのサンプルがない。現時点ではなんとも評価できない点も多いので、改めて検証の機会を設けていただきたいと思う。

そのうえで、まずは委員長報告について検証作業を進める必要があると感じている。委員長報告は、本会議における表決に先立ち最終判断をする議員が判断の参考にするものであるが、議会中継が行われている今日においては傍聴者(視聴者)の理解に資する内容にしていく必要がある。現状の委員長報告は、ごく普通の一般区民が聞いて理解することができるような内容ではない。」

以上。

富本理事 ネみはいるので聞くが、1番は評価していただいているが、2番は、一般質問の表ではだめか。

小松理事 あれではなく、議員が希望すればの話だが、例えば教育についてというだけでは何のことなのかわからないから、骨子であるとか、こういうスタンスで質問するつもりだというようなものを配付できるようにすれば、傍聴者にわかっていただけるかと思うのだが。

富本理事 個人個人の書き方もあるし、あとは個人個人で対応すればいいことになるのか

と思うし、あと今後の話だが、例えばこの間言ったように画像を使ってみたいなのもあるので、これからそう進んでいけば、確かに一般質問、代表質問も、今はやりっ放しの質問だからわかりづらいというところは、言葉の問題もあると思う。我々議員だとすぐわかるような言葉も、例えば専決処分なんて言われて一般の区民がわかりづらいとか、そういう問題もあるので、そういう問題に対応しなければいけないので、これは皆さんにも持ち帰って検討してもらいたい、そういう意味で言っているということか。

小松理事 そのとおり。例えば今、自分のやろうと思っている質問の骨子を書いたものを傍聴席のところに置いておいて、ご自由にお持ちくださいみたいにしてはどうか。

富本理事 今はやってない。

小松理事 だからそれをやらせてほしいということ。

富本理事 では、皆さんに会派で検討してもらおう。

それから、創新はこういうことだが、これはできるのでは。委員外議員は別で、同じ会派の人が出ようと思ったら出てもいいのでは。

議会事務局長 今回のルールでは、所属会派の議員がいない委員会に委員外議員として出席してという形である。

富本理事 なるほど。では、これはさっきの委員長のとも、ケースは違うけれども同じ部分がある。

議会事務局長 委員長の場合とは違う。

富本理事 委員長も一応会派に所属しているから、とらえ方は一緒。だから、会派に所属しているけれども、委員外議員を認める場合があるという可能性の話である。

では、これも検討していただき、例えば届け出をして、こういう理由でこうだという形で認めるかどうかということ。

堀部議員はいつものとおりだが、後ろのほうは何をどうすればいいのか、もうちょっと聞いておいてほしい。詳しくという意味なのか、例えば5対2で賛成が多数とか、そういうことではないのか。

議会事務局長 実際にこの質疑をやっているやりとりを聞いているのと、委員長報告というのは本当のポイントのところだけしか入れない。もう少しその辺を丁寧に入れてというようなことではないかと思う。

富本理事 そこはもう1回確認しておいていただきたい。一応そういうことで、委員長報告に対してもう少し内容を整理して。

おおむね、議長にもご努力いただき、夏の理事会で頑張った新ルールに関しては、それなりの、皆さんそんなにマイナスのような評価もなくやっているが、もう少しこうし

たほうがいいというのが、今話したように出ているので、これに関してはまた再度協議をしたいと思うので、よろしくお願いをする。

《その他》

(1) 議員提出議案について

富本理事 続いてその他、議員提出議案について事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 本日上程された議案第2号杉並区組織条例の一部を改正する条例、これが可決されると、杉並区議会の委員会条例を改正する必要がある。改正内容としては、常任委員会の総務財政委員会の所管である総務部を入れるとか、環境清掃部が環境部となることによって、また委員会の所掌事項を変更するという必要がある。これをやらないと、総務部の案件がどこに入るかわからないという状況になるので、改正する必要がある。最終日に提案することでよろしいか。

富本理事 この件については提出することはよろしいか。しないとまずいので、これはご了解いただくということよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それで、その手続について。

議会事務局次長 この条例は、本来であれば、議案第2号が可決をされた後に理事会、議運を開いて諮った後、また本会議を再開して上程をすると。

富本理事 この間の議長の給与と似ている。

議会事務局次長 はい。あれと同じで、その後休憩して、また議運を開いて議案審査をして、本会議をまた再開して委員長報告、採決と、物すごく手間がかかる、手続が煩雑になる。現行のルールでは、議員提出議案については委員会付託を原則とするということになっているが、議員全員による提出の場合は省略することができるとしている。提出者は議運の委員全員にするとか、賛同者を募るという方法もあると思っている。

富本理事 そういう形で、この間の議長の給与と同じで、その条例が可決をされた 今回の場合は2号が可決をされて、その手続が終わったらこれが条例として日の目を見るというような形になるので、最終日はこの間のようにまた何回か、本会議をやったり休憩したりとかということがあるが、1つは、議員全員が提出者であればその必要はない。ただ、11年の際のような組織改編のときも反対の会派があったのか。だから、議員全員にはならなかった。それはどういう理由で反対なのかはわかるか。ただ反対というだけだったのか。

議会事務局次長 調べていない。

富本理事 まず、第一にこの理事会の会派の方々がどうなのか。これは早目に教えてもらったほうがいい。ここの会派が全部よければ、非交渉会派の方にお話をして、もしみんなでもいいということになれば、全員の賛成の議提ということで、本会議で付託省略で異議なしということで終われば、いろいろな手間もないので、一番いいのはそういう形である。例えばいつまでにそれぞれの会派の意向を事務局に知らせてもらいたい。いつにするか。もちろんこの議案第2号が可決されるということを前提として。

議会事務局長 基本構想と予特に入る前、3月の頭ぐらい。

富本理事 では、とりあえず3月の頭の週までに、ここにいる理事の皆さんの会派がとりあえず、この委員会条例を変えることに賛成か反対かをお知らせいただきたい。そんなに悩むことでもないと思うので。要はこの議案第2号そのものに反対だったら反対になるのか、という場合が多いのか。そういうことがあるので、よろしく願いをする。

では、そういう形で進めていって、これは議案第2号が可決をされたということを前提に話をするが、そうやって、もしここで同意を得られない、また議員全員の同意を得られないと、最終日またこの間のような段取りでやっていかざるを得ないので、そこはご理解いただきたいということをお願いをする。

(2) 質問通告について

富本理事 続いて事務局から、質問通告についてだが、これは非常に困っているという話である。

議会事務局次長 今回の質問通告だが、初日9日に3人の方、2日目1人、3日目1人、最終日が15人ということで、最終日に大勢の方が来ており、その最終日も午後3時以降に特に集中をしてしまっていたといったことで、結局2日目の17日の一般質問が5名で、2時ぐらいに終わってしまったというような状況である。これは質問通告を受けると、区長部局は、ヒアリングをして、項目表を起こして、答弁をつくって、最後に全部並べて答弁調整をするという手順を踏むので、こういう状況だとなかなか答弁調整まで行けないという状況になっている。こういう現行の方式で最終日の午後に集中するようなことになると、理事者の答弁が作成できなくて、逆に後ろの本会議のほうに質問者が多くなってしまう、議事進行に遅れが出るということが考えられるので、何とか改善する方法があればと思っている。

富本理事 これについては、私も事務局からそういう苦渋も聞いていたので、再三議運の場でもお願いをしてきた。ただ、改善されるどころか、改悪というか、どんどん悪い方向に行っていて、いろいろ聞くとところによると、おれは何番がいいとか、おれはどこと

かということで、大分皆さん、大変失礼な言い方だが、わがままを言って、役所に来ているのに出すのを模様眺めしているみたいな話もあるということなので、これはどうなのかというのは正直、実際それで今回も、議長もいるが、さっき言ったように一般質問の、要するに答弁が作成できないということがあった。ずっとお願いをしてきているが、お願いを守っていただけないというか、ご理解いただけないようであると、ルールを改善せざるを得ないというのが社会の常であり、これに関してはどうか。ちゃんとしていたいただきたいとしか言いようがないが。

島田理事 2日目に5人しかできなかったというのは、答弁ができていなかったからできなかったのか、通告をした人が、6番目の人がその日では嫌だと言ったのか、いろいろな理由があると思うが、一番大きな理由は何か。

議会事務局次長 答弁書の作成が間に合わなかったというのが大きい。

議会事務局長 だから、要するに通告がない、出てこないということが要因である。

島田理事 だから、最終日までずれ込んで通告があったから、2日目の答弁には間に合わない、これが一番大きな理由。

議会事務局長 そういうことである。

島田理事 では、早目に締め切るしかない。

富本理事 方法としては早く締め切るか、日数を稼ぐなら1日前までに通告にするとか、あとは質問したい人は一遍にくじ引きをして、順番はランダム、要するにやりたい人はその日の1時に来てランダム、こういう方法に変えざるを得ない。このままやっていると、お願いしていても……。

井口理事 ルールつくっても、年々ひどくなってきた。前は初日にいっぱいいてくじ引きしていたが、今回、私は3番目に行ってもだれもいない。公明が2人いてだれもいない。何か恥ずかしい話である、大人なのに。

富本理事 最後の取り合いとかもあるようだが。

井口理事 どうしてこうなっていくのか。私はそれを聞きたい。

富本理事 杉自の伝統にしてみれば、その日に行って、その日に出してみたいなのが伝統でやっているの、うちの会派は迷惑かけていないと思うが。

議会事務局長 これまでの傾向で申し上げると、今回はちょっとひどかった。今までは初日に5人とか6人来てくれた。2日目、3日目がなくて、最終日にどどっと来るというのがこれまでのパターンだった。今回の場合は特に通告が無く、今、井口理事が言ったとおり、初日に3人しか出てこなかった。そういうことがあるので、私どものほうからも再三、質問される方は早目にお願いしたいということは口が酸っぱくなるほど申し上

げてお願いしているが、全然それが出てこないということなので、今のままだと、本会議の前半の日程で何人質問者を入れられるかというのが非常にこちらのほうも苦慮してしまうし、理事者側のほうも、結局答弁資料をつくるのに四苦八苦する。

富本理事 行革の観点からもよくない。

議会事務局長 よくないと思う。

富本理事 土日も出たりしなければいけないとか、超過勤務が発生するとか、そういうことになる。理由はあるかもしれないが、さすがにこの人数はひどい。

これはきょうどうこうするつもりはないが、再三お願いしているがよくなるないので、これはここにいる会派だけでなく、今けしば議員もいろいろ言っていたが、皆さんの意見を集約して、いい方向にしていきたいと思う。何番がいいとかいろいろそういう話も聞いているので、それはちょっと違うという気もする。それでずっと部屋で待っていて出さないとか、そんな方もいるというのは本末転倒だと思うので、これは、事務局もこんな方法があるということ、ランダムでそれも考えていただきたい。こちらのほうも聞く。何かけしば議員もあるようなので、それがどういう点なのか、私はわからないので、そういう形でよろしくお願いしたい。今回は本当に遅くて議会運営も困ったし、理事者のほうも大分苦労したということは聞いている。基本的には改善するという方向で進めていきたい。今までは大人の対応をお願いしたが、ちょっと無理なので、よろしくお願いをする。

(3) 3月3日(土)4日(日)に開催される特別委員会の対応について

富本理事 それでは、次、3日、4日の土日に開催される特別委員会について。

議会事務局次長 資料5をごらんいただきたい。

申しわけない。理事会にかける前に、きょう午前中過ぎて配付をしてしまった。もし訂正等があれば、また訂正したい。

土曜、日曜に開催される特別委員会で、3月3日、4日の清掃・リサイクル対策特別委員会、議会改革特別委員会の傍聴者の対応について記載している。

傍聴者への対応だが、傍聴の受付は議会棟3階事務局で受ける。これは平常どおり、開会15分前、9時45分から先着順に受け付けを開始する。

傍聴席については定員15名ということで、これを超える場合には予備室(第1委員会室)にご案内をする。

出入り口については、3月3日土曜日は庁舎開庁しているので、本庁1階の出入り口、議会棟、青梅街道、中杉通り側と地下駐車場が入れる。4日の日曜日は今閉庁になって

いるので、1階入り口の議会棟の入り口、あと地下駐車場ということになり、両日、1階入り口と地下駐車場、議会棟エレベーター内に案内を表示するという形で考えている。

立ち入り可能区域としては、議会棟の3階、4階及び地下駐車場ということで、そのほかのエリアについては立入禁止区域ということで、張り紙等で遮断をする。駐輪場、駐車場の場所も、自転車は中杉通り側、青梅街道側の駐輪場、バイクは中杉通り側の地下鉄出入口横の所定置き場となる。自動車は、3日は平常どおり駐車できる。4日は、駐車場前に職員を配置して開錠するという措置をとる。また、4日の日曜日は職員がいないので、駐車場も平置きのみ使用ということで、日曜日は発券しないで、土曜日と同様無料になる。

裏面、傍聴者へのアンケート、これは今までもとっているもので、アンケート用紙を、議会棟4階第2委員会室前に設置する記載台に用意をする。区民等への周知は、2月11日の広報、区ホームページ、議会ホームページ、ポスター等で案内をしている。

その他、平常どおりの傍聴者向けの一時保育、手話通訳も、事前予約ではあるが、実施をする。

議会事務局は、特別委員会で傍聴の案内に職員が従事しているので、通常の議会業務は原則行わないということで考えている。

以上。

富本理事 基本的には前までやっていた土日議会と同じで、土日開庁がなくなったりしているもので、その辺の変更点があるということで、これを見て参考にさせていただきたい。

(4) すぎなみニュースの取材について

富本理事 最後に、「すぎなみニュース」の取材依頼がある。

議会事務局次長 基本構想に関する特別委員会だが、区の広報課のほうで、3月5日、6日の委員会室、あと最終日の22日の議場等をビデオカメラ、カメラ、写真等を撮りたいということで、もしかするとアングルが、特に委員会室は平面になるので、傍聴席から撮るだけではなくて、少し動いて撮影をするかもしれないということで、そういったことをご理解をいただきたいというもの。

富本理事 動くので、いつものアングルだけではないアングルがある。

島田理事 脚立を持ってくるとか後ろから撮るとか、そういうこと。

議会事務局次長 そうということである。

富本理事 そこは自由に動くということか。

議会事務局次長 もしかすると、区長の正面を撮りたいので、我々の後ろに入ってくる可

能性もある。

議会事務局長 つまり、委員席のほうから撮るようなこともあるかもしれない。

富本理事 そういうことで、これはご了承いただきたい、「すぎなみニュース」なので。

大変長くなったが、本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

小川理事 1点だけお願いだが、初日にテレビカメラが入った。

富本理事 NHKが入った。

小川理事 以前は情報提供があったが、今回は全くなかったので、できれば情報提供をしていただきたい。私は夜、人から聞いて気がついた。NHKのニュースで。

富本理事 あれは昼にも流していた。

小川理事 昼も流していたのか。それは情報提供があればありがたい。

富本理事 広報課と連絡をとってやっていただきたい。

ほかに何かあるか。

議会事務局長 1点だけ。こんなことを言うのは非常に申しわけないが、最近とみに、本会議が特にそうだが、議員の集まりが非常に遅くなってきている。5分前でもきょうも本当に5、6人ぐらいしかいなくて、2分前ぐらいでやっと14、15人とか20人弱ぐらいとか、そんな感じである。こんなこと言うのも非常に変な話で、子どもではないので余り言いたくない話だが、その辺のところは節度を持ってお集まりいただければと思うので、よろしく願いしたい。

富本理事 これは各会派の皆さんに、あと少数のほうへはまた事務局からもお願いしてほしい。参集を早くということで、よろしく願いをする。

では、以上で議会運営委員会理事会を閉会する。

(午後 5時16分 閉会)